

事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 25 日

一般社団法人 大阪府訪問看護ステーション協会長 様

近畿厚生局指導監査課長

令和 2 年度診療報酬改定における施設基準の届出に係る
臨時的な取扱いについて（依頼）

平素から社会保険医療行政の推進に、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、別添、令和 2 年 5 月 20 日付け事務連絡「令和 2 年度診療報酬改定における施設基準の届出に係る臨時的な取扱いについて」が発出されましたので、貴会会員への周知方よろしくお取り計らい願います。

【問い合わせ先】

近畿厚生局 指導監査課

施設基準グループ

電話 06-7663-7663



事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 20 日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

令和 2 年度診療報酬改定における施設基準の届出に係る
臨時的な取扱いについて

基本診療料及び特掲診療料の施設基準及びその届出に関する手続については、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 2 号）及び「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 3 号）により、また、訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きについては、「訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて」（令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 4 号）により示しているところである。今般の新型コロナウイルス感染症の影響が全国的に拡大していることを踏まえ、各保険医療機関等において業務の実施に一定の影響が生じている現状に鑑み、当該届出が必要とされているものについて、令和 2 年 5 月 29 日までに届出書の提出があったものであって、当該保険医療機関等から 5 月 1 日に遡及して受理して欲しい旨の申し出があった場合、5 月 29 日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、5 月 1 日に遡って算定することとしても差し支えないこととしたので、その取扱いについて遺漏のないよう、ご対応をお願いしたい。